

資料 4

令和 6 年度  
北いわて生成 AI 活用人材育成業務

企画提案審査要領

令和 6 年 7 月  
岩手県ふるさと振興部県北・沿岸振興室

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度北いわて生成AI活用人材育成業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査については、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画提案に参加する者（以下「参加者」という。）から提出された資料3「企画提案書作成要領」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）について、別表の「審査項目、審査観点及び配点」に基づき、審査し、その結果を県に報告するものとする。

## 2 審査項目及び配点

審査項目及び配点は、別表のとおりとする。

## 3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、書類審査とする。
- (2) 各委員は、参加者から提出された企画提案書等に基づき、審査基準の項目ごとに評価を行い、審査票に評点及び順位を記入するものとする。
- (3) 各委員の審査票に基づき、委員ごとに上位3社まで順位点（1位—5点、2位—3点、3位—1点）をつけ、それを参加者ごとに合計した総合順位をつけるものとする。なお、総得点と同点の場合には、各委員から、高い順位の評価を多く得た者を上位者とするものとし、高い順位の評価を得た者が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (4) 委員会は、審査・選考結果を集計表等により確認し、総合順位を県に報告するものとする。また、参加者が1者のみであった場合においても、委員会において審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

## 4 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に電子メール等により文書で通知する。

**別表**

**審査項目、審査観点及び配点（100 点満点）**

審査項目	審査観点	配点
1 事業目的を理解した的確な提案となっているか		(20)
(1) 事業目的	・ 事業を行う背景、事業目的及び趣旨を理解した提案となっているか	10
(2) 事業成果	・ 実施方法やスケジュール等が具体的かつ実現可能で、成果が見込める提案となっているか	10
2 提案のあった業務の内容は優れているか		(60)
(1) 全体運営	受講者の募集・広報、当日の運営体制は適切であるか。	15
(2) 入門者向け	入門者向けに、対話型生成 AI の最新情報や活用事例など、自社利用に向けたイメージが湧く効果的な研修内容となっているか	15
(3) 初級者向け	初級者向けに、対話型生成 AI の最新情報や具体的な機能紹介など、受講者のスキルアップ及び自社利用の展開に向けた効果的な研修内容となっているか	15
(4) 研修受講者への情報提供	受講者が利用しやすいような各機関の支援情報等となる工夫となっているか	15
3 業務を適正かつ確実に履行できる能力を有しているか		(20)
(1) 業務履行能力	・ 提案内容を適正かつ確実に履行することが可能な組織体制が構築されているか ・ これまでの業務実績等から、業務実施に必要なノウハウ等を持つことが認められるか	10
(2) 積算内訳	・ 積算単価や数量は妥当なものであるか。 ・ 提案内容との整合性はあるか	10
合 計		100